

# 名古屋市水防計画

<平成28年度修正案>

名古屋市防災会議



水防計画

連番	頁	修 正 前	修 正 後	備 考
1	1	<p>第1章 総則</p> <p>1.1 目的</p> <p>この計画は、水防法（昭和24年法律第193号、以下「法」という。）第4条の規定に基づき、愛知県知事から指定された指定水防管理団体たる名古屋市が、同法第33条第1項の規定に基づき、名古屋市内における水防事務の調整及びその円滑な実施のために必要な事項を規定し、名古屋市の地域にかかる河川又は海岸の洪水、津波又は高潮の水災を警戒し、防御し、及びこれによる被害を軽減し、もって公共の安全を保持することを目的とする。</p>	<p>第1章 総則</p> <p>1.1 目的</p> <p>この計画は、水防法（昭和24年法律第193号、以下「法」という。）第4条の規定に基づき、愛知県知事から指定された指定水防管理団体たる名古屋市が、同法第33条第1項の規定に基づき、名古屋市内における水防事務の調整及びその円滑な実施のために必要な事項を規定し、名古屋市の地域にかかる河川又は海岸の洪水、<u>内水</u>、津波又は高潮の水災を警戒し、防御し、及びこれによる被害を軽減し、もって公共の安全を保持することを目的とする。</p>	法の改正

連番	頁	修正前	修正後	備考
2	6	<p>災害対策本部の組織</p>	<p>災害対策本部の組織</p>	<p>組織の改正</p>

水防計画

連番	頁	修 正 前	修 正 後	備 考																																				
2	8	<table border="1"> <tr><td colspan="4">略</td></tr> <tr> <td>市民経済部</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>環境部</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr><td colspan="4">略</td></tr> </table>	略				市民経済部	略	略	略	環境部	略	略	略	略				<table border="1"> <tr><td colspan="4">略</td></tr> <tr> <td>市民経済部</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>観光文化交流部</td> <td>観光文化交流局</td> <td>観光文化交流局長</td> <td>                     1 所管施設における利用者及び入場者の安全確保並びに被害状況の調査及び応急復旧に関すること                      2 外国人の支援及び外国からの救援物資の受け入れに関すること                 </td> </tr> <tr> <td>環境部</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr><td colspan="4">略</td></tr> </table>	略				市民経済部	略	略	略	観光文化交流部	観光文化交流局	観光文化交流局長	1 所管施設における利用者及び入場者の安全確保並びに被害状況の調査及び応急復旧に関すること 2 外国人の支援及び外国からの救援物資の受け入れに関すること	環境部	略	略	略	略				
略																																								
市民経済部	略	略	略																																					
環境部	略	略	略																																					
略																																								
略																																								
市民経済部	略	略	略																																					
観光文化交流部	観光文化交流局	観光文化交流局長	1 所管施設における利用者及び入場者の安全確保並びに被害状況の調査及び応急復旧に関すること 2 外国人の支援及び外国からの救援物資の受け入れに関すること																																					
環境部	略	略	略																																					
略																																								
3	44	第11章 応援要請  (追加)	第11章 応援要請 11.4 下水道管理者の協力事項 <u>下水道管理者上下水道局長は、自らの業務等に照らし可能な範囲で、水防管理団体が行う水防のための活動に次の協力を行う。</u> ①下水道に関する情報 ②氾濫想定地点ごとの氾濫水到達区域の事前提示 ③水防管理団体が行う水防訓練及び水防技術講習会への参加 ④水防管理団体及び水防協力団体の備蓄資機材で不足するような緊急事態に際し、下水道管理者の応急復旧資機材又は備蓄資機材の提供 ⑤水防管理団体及び水防協力団体の人材で不足するような緊急事態に際し、水防に関する情報又は資料を収集し、及び提供するための職員の派遣	法の改正																																				

水防計画

連番	頁	修 正 前					修 正 後					備 考
4	63	第3章 重要水防箇所及び水防注意区域					第3章 重要水防箇所及び水防注意区域					時点修正
		資料3-5					資料3-5					
		国管理河川（重要水防箇所：堤防）					国管理河川（重要水防箇所：堤防）					
		水系名	河川名	左右岸別	重要度別延長 (m)			延長 (m)				
					A (水防上最も重要な区間)	B (水防上重要な区間)	要 (要注意区間)					
		庄内川	庄内川	左	2,250	35,710	<b>6,140</b>	<b>44,100</b>				
				右	1,580	<b>22,480</b>	<b>5,120</b>	<b>29,180</b>				
			矢田川	左	—	8,120	2,400	10,520				
				右	580	10,680	980	12,240				
		国管理河川（重要水防箇所：工作物）					国管理河川（重要水防箇所：工作物）					
水系名	河川名	左右岸別	重要度別箇所数 (箇所)			計 (箇所)						
			A (水防上最も重要な箇所)	B (水防上重要な箇所)	C (やや危険な箇所)							
庄内川	庄内川	左	<b>6</b>	<b>21</b>	3	<b>30</b>						
		右	<b>2</b>	10	—	<b>12</b>						
	矢田川	左	—	5	—	5						
		右	—	5	—	5						

水防計画

連番	頁	修正前						修正後						備考		
5	129	県管理河川（重要水防箇所：堤防）						県管理河川（重要水防箇所：堤防）						法の改正		
		水系名	河川名	左右岸別	重要度別延長 (m)			延長 (m)	水系名	河川名	左右岸別	重要度別延長 (m)			延長 (m)	
					A (水防上最も重要な区間)	B (次に重要な区間)	C (やや危険な区間)					A (水防上最も重要な区間)	B (次に重要な区間)			C (やや危険な区間)
		庄内川	香流川	左	—	—	—	—	庄内川	香流川	左	—	—		—	—
				右	—	200	—	200			右	—	—		—	—
		"	新川	左	—	40	—	40	"	新川	左	—	2,365		—	2,365
				右	—	170	—	170			右	—	50		—	50
		"	八田川	右	—	1,320	70	1,390	"	八田川	右	1,600	420		70	2,090
		天白川	天白川	左	—	—	—	—	天白川	天白川	左	—	—		—	—
				右	—	—	—	—			右	—	—		—	—
		日光川	福田川	左	—	250	—	250	日光川	福田川	左	—	250		—	250
				右	—	120	—	120			右	—	120		—	120
		附録  <u>水防法</u> 改正 平成 25 年 6 月 21 日 法律第 54 号						附録  <u>水防法</u> 改正 平成 27 年 5 月 20 日 法律第 22 号								